

やず



今月の主な内容

- 八頭町役場機構図…………… 2~5P
- 新区長(自治会長)紹介…………… 6P
- 福祉課からのお知らせ…………… 7P
- 固定資産税についてのお知らせ…………… 8~9P
- 図書館情報…………… 16P



平成18年
(2006)

5月号

No. 14

発行/八頭町役場 企画人権課 情報政策室 〒880-0493 八頭郡八頭町郡家493番地
Tel.0858-76-0210 Fax.0858-73-0414 URL: <http://www.town.yazu.tottori.jp/>

船岡の天満山でさくら祭り

4月9日、船岡の天満山運動公園でさくら祭りが開催されました。この公園は、鳥取県の「産語・唱歌百景」に選定されており、園内には「春がきた」の歌碑が建てられています。毎年この季節には約1,000本のソメイヨシノが山を彩り、訪れる人々を楽しませてくれます。(関連記事 10P)

八頭町役場機構図

平成18年4月1日現在

本庁舎

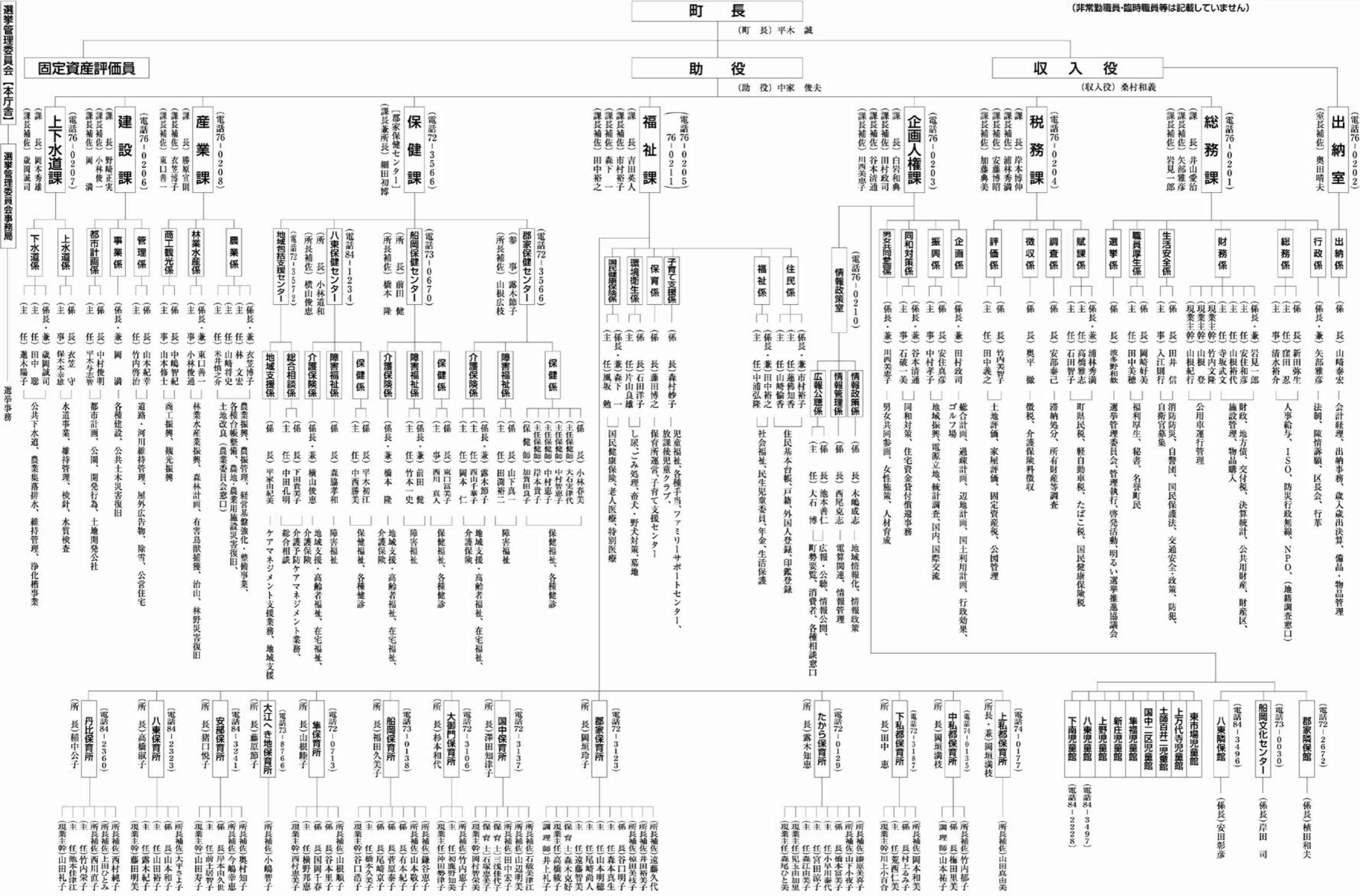
〒680-0493 八頭町郡家493番地
電話 76-0201(代)
FAX 73-0147

町長 (町長) 平木 誠

助役 (助役) 中家 俊夫

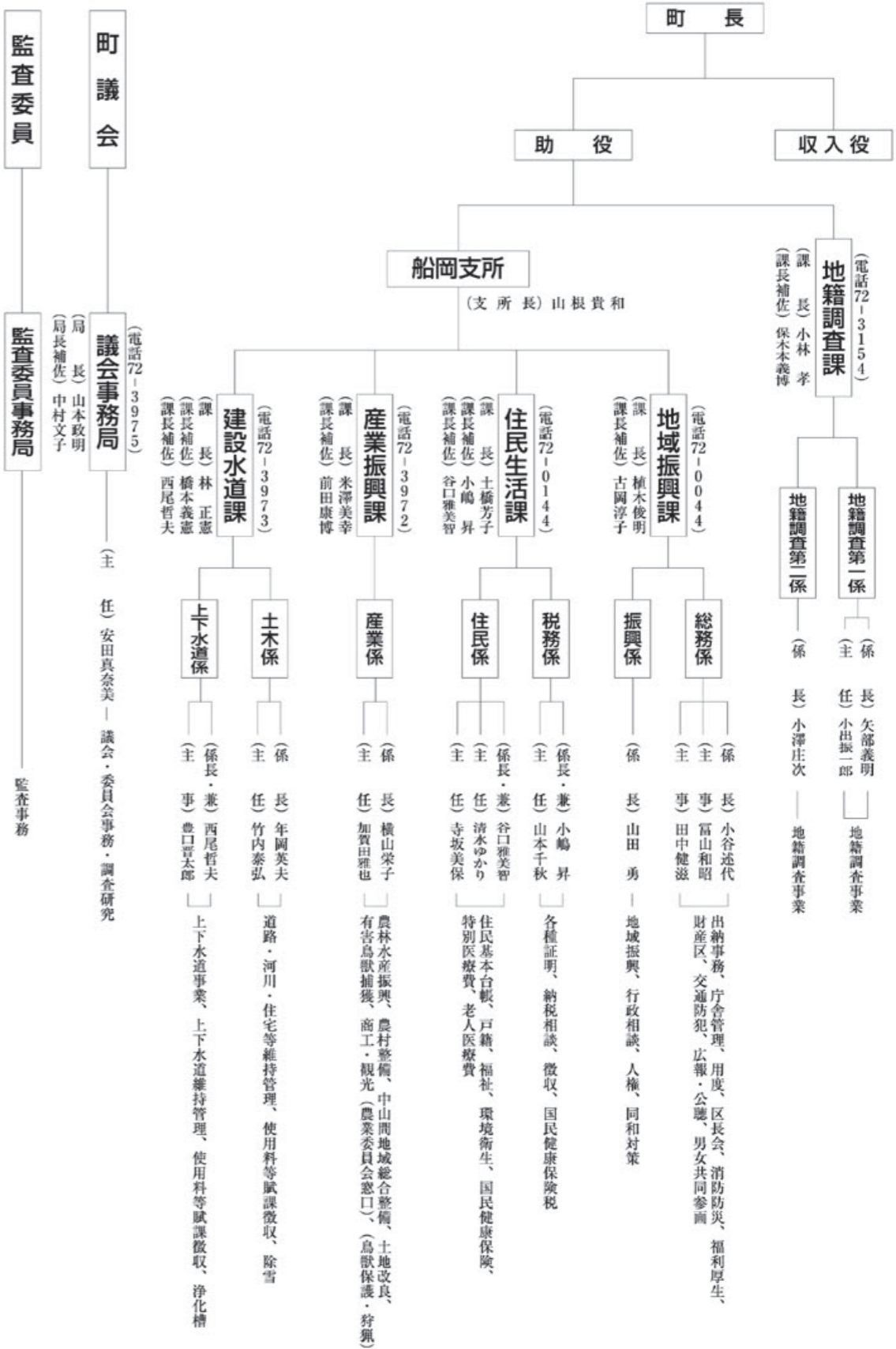
収入役 (収入役) 桑村和義

(非常勤職員・臨時職員等は記載していません)



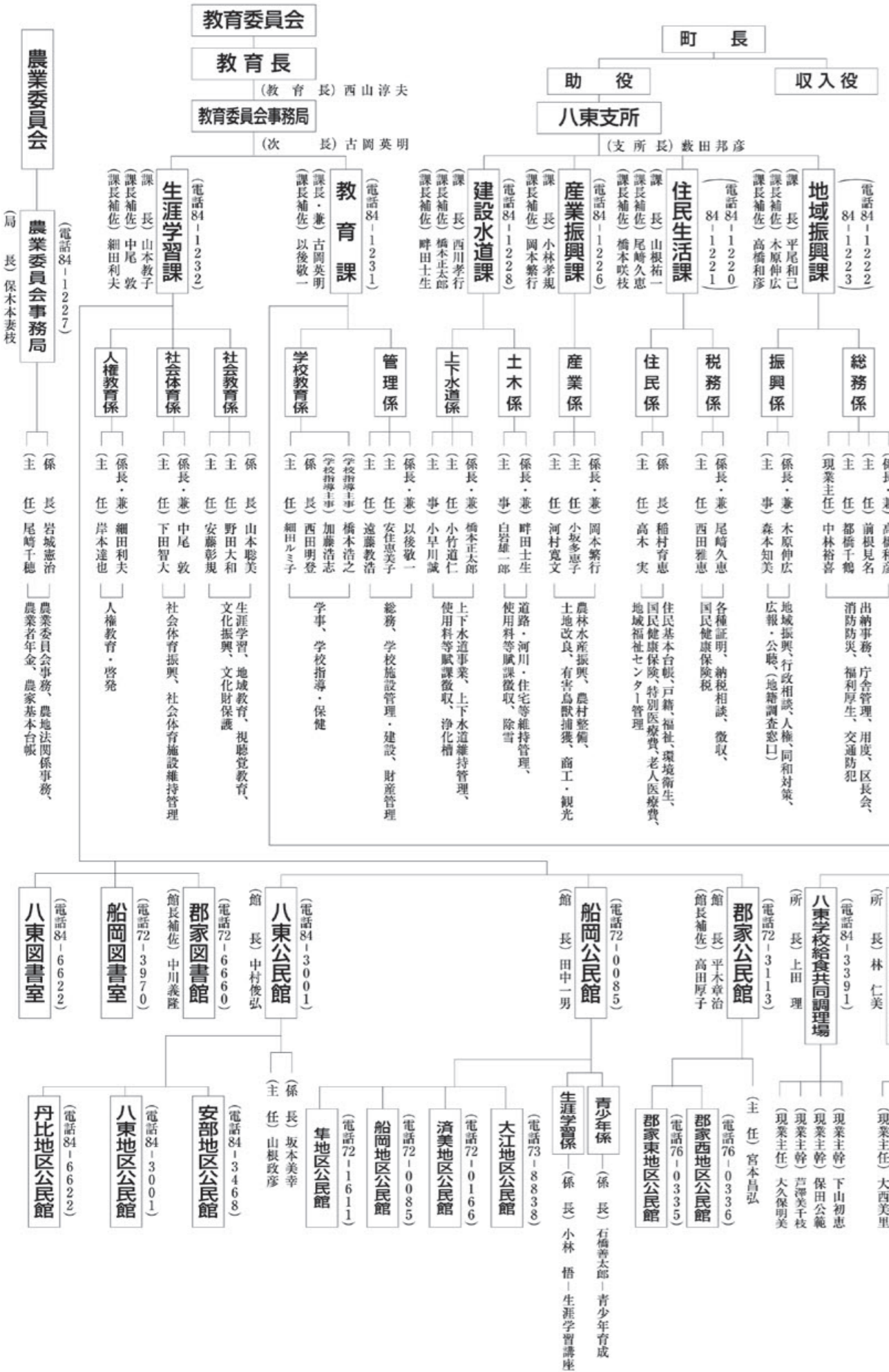
船岡庁舎

〒680-0495 電話 72-0044 (代)
八頭町船岡539番地 FAX 73-0290



八東庁舎

〒680-0601 電話 84-1222 (代)
八頭町北山63番地1 FAX 84-2818



お世話になります

平成18年度の区長（自治会長）さんは次のとおりです。（敬称略）

行政区名	区長名	行政区名	区長名	行政区名	区長名	行政区名	区長名		
船岡地域	大江 下野 橋本 塩上 水口 船岡殿 下町 丸山 坂町上 坂町下 上濃 坂田	小林寿明 林 良一 大谷辰夫 清水 泉 岸本 勇 山本貞夫 高橋繁司 平木悦雄 栗本公夫 富山堅一郎 岩成憲政 清水偉洋 井上悦生	薬師 破岩 新庄 福井 隼福 上野上 上野 隼郡家 見槻中 西谷 見槻 志子部	山根光広 年岡博和 寛 秋廣 村尾 昇 上田直松 平木 勉 中嶋幸作 横川志郎 寺本平和 池本節敬 田中達之 岩成 晃	八東地域	行政区名	区長名	行政区名	区長名
郡家地域	宮谷 高橋博幸 森澤和義 上寫由紀夫 今嶋喜巳 藤井宣人 田中裕輔 山根浩二 竹内敬雄 横山和男 宮本勝美 岸本忍 津村敏明 池本繁広 村田幸次郎 岡垣 茂 加賀田憲正 西原広知 神戸 豊 中田富士男 三木 宏 森木善人 宮田益明 山本政高 山本高徳 山根政治 細田日出男 太田豊秋 倉見忠彦 岡本敏彦 片山忠俊	久能寺 緑ヶ丘 煉塚 さくら台 万代寺 上万代寺 土師百井二 土師百井二 石田百井 米岡 国中一区 国中二区 大門 花 郡家殿 市谷 西御門	朝倉良孝 山根幹男 青木清貴 藤原秀之 森永光信 山田敏行 沢田義昭 浅井宏一 多内一雄 八田隆夫 竹市文男 保田公範 奥村義行 大村益康 秋山宏樹 盛田吉房 岡田 弘 金森栄晶 山本明敏 矢部博祥	八東支所 行政区名	区長名	行政区名	区長名	行政区名	区長名
八東支所	下日下部 上日下部 安井宿 新興寺 新宿団地 小別府 横田 茂田 才代一 才代二 才代団地 東一 東二 皆原 岩渕 三浦 佐崎 奥野 茂谷 清徳	岸田政明 太田俊実 佐々木正忠 藤田一隆 尾崎貢司 那和義紀 林田正之 西田春美 中村 登 川西 旭 金子政行 北本 博 西村浩一 加藤 智 高橋信一郎 倉見 浩 最上秀雄 坂根晴己 小谷澄夫 小松 聖	小畑団地 三山口 鍛冶屋 竹市 下徳丸 上徳丸 重枝 島 下南 中南 南団地 上南 北山 富枝 志谷 中 稗谷 細見 日田 用呂	八東支所 行政区名	区長名	行政区名	区長名	行政区名	区長名
八東支所	八頭町役場福祉課 (08558)76-02205 船岡支所 住民生活課 (08558)72-0144 八東支所 住民生活課 (08558)84-1220								

役場人事異動のお知らせ（ ）内は前任

<p>課長級（平成18年4月1日付）</p> <ul style="list-style-type: none"> 船岡保健センター所長 前田 健 兼障害福祉係長事務取扱（教育委員会教育課課長補佐兼管理係長） 教育委員会 船岡学校給食共同調理場所長 林 仁美（船岡保健センター所長補佐兼保健係長） 隼保育所所長 山根 睦子（上私都保育所所長） 中私都保育所所長 兼上私都保育所所長 岡垣 満枝（中私都保育所所長） <p>派遣（平成18年4月1日付）</p> <ul style="list-style-type: none"> 韓国横城郡 田中美穂（総務課主任） 鳥取県 林 孝昌（船岡住民生活課主事） 	<p>退職（平成18年3月31日付）</p> <ul style="list-style-type: none"> 田中隆夫（船岡保健センター所長） 林 則男（船岡学校給食共同調理場所長） 井上禮子（中私都保育所現業主幹） 福田松江（隼保育所所長） 田淵敦子（船岡保育所所長補佐） 大村恵子（船岡保育所主任） 西川真美（郡家保育所主任） <p>採用 再任用（平成18年4月1日付）</p> <ul style="list-style-type: none"> 郡家保育所調理師 井上禮子 <p>なお、課長補佐級以下の異動につきましては役場機構図の作成をもってかえさせていただきます。</p>
---	---

福祉課からのお知らせ

「八頭町次世代育成支援行動計画」が策定されました。

主旨 国は少子化対策として、これまでいくつかの対策を打ち出してきましたが、少子化の進行に歯止めがかからない状況が続いています。この少子化の流れを変えるため、平成15年7月に次世代育成支援対策推進法が成立しました。

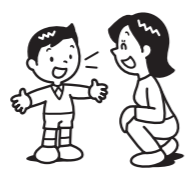
本計画は国の「次世代育成支援対策推進法の行動計画」の策定指針に則しつつ総合的な視野から、行政のみならず、地域住民、団体、企業、学校など、八頭町全体で子育て支援へ向けた環境づくりの取組みを推進するために策定されました。

基本理念 本計画において、基本理念として次の3項目を掲げました。
 ①まち全体で子育てを「応援する」
 ②子どもとともに親も成長していく「共に育つ」
 ③子育て・子育てを応援するための「地域づくり」

基本目標 本計画では、基本理念を実現するために次の4項目を「八頭町次世代育成支援行動計画」の基本目標とし総合的に施策を推進していきます。

- ①子育てをしているすべての家庭を応援するために**
 一般家庭やひとり親家庭、虐待に遭った児童や障害のある児童を養育している人、家庭での育児や施設での養育等すべての子育てをする人に対して、必要な物的・人的資源等を確保しながら、母子保健事業や小児保健に関する事業を含む、様々な子育て支援サービスの充実を図っていきます。
- ②働きながら子どもを育てている人を応援するために**
 働きながら子どもを育てている人のために、多様な弾力的な保育サービスの充実を図っていきます。さらに、男性も子育てに参加することができるようにするために、働き方の見直しが必要なことから、子育て家庭に配慮した企業の取組みが促進されるよう、企業への働きかけにも取り組んでいきます。
- ③子どもが安全に育つ安心なまちづくり**
 地域で子どもを安全に安心して生み育てることができるようにするため、地域や保育所、学校等の連携強化をはじめとして、子育てバリアフリーの視点を取り入れた地域の住環境、道路交通環境、公共施設や公共交通機関など

- ④親と子の学びと育ちを応援するために**
 次世代の担い手である地域の子どもたちが、その成長とともに豊かな心と体と学力を育んでいくために、また同時に、家庭を築き子どもを生み育てる意義を理解する次世代の親を育成し、親自身が学び育つことができるようにするため、地域社会の教育環境の整備を進めていきます。
- ◆拡充の内容**
 支給対象年齢が、これまでの小学校3年生（9歳到達後最初の年度末）までから、小学校6年生（12歳到達後最初の年度末）までに拡大され、併せて、所得制限が引き上げられました。
- ◆認定請求の手続きが必要となります**
 改正に伴う新規請求は、平成18年9月30日まで受け付けたものに限り、特例的に4月1日（または支給要件に該当した日）にさかのぼって支給されます。



これまで、当該児童に係る児童手当を受給していた保護者の方は、特別な手続きをする必要はありません。

平成18年度に小学校4年生（平成8年4月2日生まれ）平成9年4月1日生まれ）の児童がいる保護者の皆様

これまで、所得制限により児童手当を受給していない保護者の皆様

所得制限の引き上げにより、新たに児童手当を受給できる場合がありますので、該当する保護者の方は、認定請求の手続きが必要となります。

※今回の改正で児童手当が受給できる保護者の方には、町より通知しますので、通知が届きましたら認定請求の手続きをしてください。

「やす電話健康相談」中止のお知らせ
 平成17年度中に国民健康保険健康事業で実施していましたが「やす電話健康相談事業」は4月より中止いたしました。今までのご利用誠にありがとうございました。

税額の求め方

土地についての固定資産税額は、次のとおり求められます。

住宅用地 **税額** = **課税標準額** × **税率(1.4%)**
(価格×1/6(※)) (※)200㎡を超える部分については、1/3

商業地等 **税額** = **課税標準額** × **税率(1.4%)**
(価格の70%が上限となります。)

※商業地域とは、住宅用地以外の宅地を指します。

ただし、前年度の課税標準額が低い土地については、今年度の**課税標準額**は次のとおりとなります。

●住宅用地●

「今年度の価格に1/6(※)を掛けた額」(=本来の課税標準額A)と比べて

ア 前年度の課税標準額が Aの80%以上100%未満の場合→前年度の課税標準額と同額

イ // Aの80%未満の場合 →前年度の課税標準額+Aの5%
(※)200㎡を超える部分については、1/3

●商業地等●

「今年度の価格」(=B)と比べて

ア 前年度の課税標準額がBの60%以上70%以下の場合→前年度の課税標準額と同額

イ // Bの60%未満の場合 →前年度の課税標準額+Bの5%

試しに計算してみると(200㎡以下の住宅用地の場合)

土地Aと土地Bは、平成18年度の価格は同じ1,200万円(本来の課税標準額Aは価格に1/6を掛けた200万円)とします。前年度(平成17年度)の課税標準額が異なっていると、それぞれの土地の平成18年度の固定資産税額は次のように求められます。(税率は1.4%(標準税率)としています。)

土地 A ・前年度(17年度)の課税標準額 180万円

① 17年度の課税標準額を、本来の課税標準額A(200万円)と比較します。
 $180万円 / 200万円 = 90%$

② ①の割合が80%以上100%未満となるので、18年度の課税標準額は、17年度と同額となります。
180万円

③ 18年度の固定資産税額
 $180万円 \times 1.4% = 25,200円$
[税額が据え置かれるケース]

17年度

前年度の課税標準額

18年度

土地の価格 1,200万円

1/6

本来の課税標準額A 200万円 100%

90% **前年度同額 180万円**

土地 B ・前年度(17年度)の課税標準額 140万円

① 17年度の課税標準額を、本来の課税標準額A(200万円)と比較します。
 $140万円 / 200万円 = 70%$

② ①の割合が70%にしか達していないため、17年度の課税標準額に本来の課税標準額Aの5%分を加えます。
 $140万円 + (200万円 \times 5%) = 150万円$

③ 18年度の固定資産税額
 $150万円 \times 1.4% = 21,000円$
[税額が上昇するケース]

80%

150万円

+5%

70%

20%

0%

固定資産税についてのお知らせ

平成18年度は評価替えの年です

固定資産税は、毎年1月1日に、土地、家屋、償却資産を所有している人が、その固定資産の評価額をもとに算定された税額を市町村に納める税金です。

土地、家屋の評価額は、資産価格の変動に対応するため、3年ごとに均衡のとれた適正な価格に見直します。これを「評価替え」といい、平成18年度はこの年にあたります。

今回の評価額は、原則として平成20年度まで据え置かれますが、土地については地価に下落傾向が見られる場合、据え置き年度でも、簡易な価格の修正を行うことがあります。

平成18年度の税制改正

固定資産(土地)の負担調整措置の改正

負担調整措置により、負担水準(評価額に対する前年度課税標準額の割合)が高い土地はなだらかに税負担を引き上げたり、据え置いたりする一方、低い土地はなだらかに税負担の一層の公平化と制度の簡素化が図られます。詳しくは左図をご覧ください。

問合せ先

八頭町役場税務課(0858)76-0204
 船岡支所住民生活課(0858)72-0144
 八東支所住民生活課(0858)84-1220

住居耐震改修に伴う固定資産税の減額措置について

昭和57年1月1日以前に建築した家屋で、現行の耐震基準に適合した工事をした場合、改修家屋全体に係る固定資産税額の2分の1を減額できることがあります。詳しくは、役場税務課へお問い合わせください。

縦覧 評価額が適正かどうか確認できます

町内の他の土地・家屋の評価額との比較により、自己の土地・家屋の評価額が適正かどうかを確認するための制度です。

縦覧期間

5月31日(水)まで
 午前8時30分～午後5時まで(土・日曜日・祝日を除く)

縦覧場所

- 八頭町役場税務課
- 各支所住民生活課

縦覧できる人

- 固定資産税(土地・家屋)の納

税義務者(免税点以上の者)およびその同居の家族
 ○納税管理人

縦覧 課税内容が確認できます

課税内容が確認できます

縦覧期間
 通年
 午前8時30分～午後5時まで(土・日曜日・祝日を除く)

縦覧場所

- 八頭町役場税務課
- 各支所住民生活課

縦覧できる人

- 固定資産税の納税義務者及びその同居の家族
- 納税管理人
- 借地・借家人(使用または収益の対象となる部分のみ)
- 固定資産の処分をする権利を有する人(破産管財人など)

※縦覧、閲覧の際には、窓口に来られた人の本人確認書類(運転免許証、納税通知書など)、委任状(代理人の場合のみ必要)のほか、閲覧の場合は賃貸借契約書(借地・借家人が閲覧する場合のみ)などが必要です

平成18年度税目別納付月一覧表

税目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
固定資産税		○1期		○2期					○3期		○4期	
町県民税			○1期		○2期		○3期			○4期		
国民健康保険税			○1期			○2期		○3期		○4期		
軽自動車税	○全期											
自動車税(県税)		○										

平成18年度の八頭町での納付月は次の表のとおりです。みなさん期限内納付にご協力下さい。
 ※納付書を紛失された時は再発行致しますので、税務課及び各支所住民生活課までご連絡ください。

まちの話題

話題・情報は、情報政策室へ
 TEL 76-0210 FAX 73-0414
<http://www.town.yazu.tottori.jp/>

天満山さくら祭り が開催

4月9日、船岡の天満山運動公園でさくら祭りが開催され、お花見を待ちかねていた人たちでにぎわいました。この日は行楽日和のよい天気となり、みなさんが敷き物の上でお弁当を食べながら、催される童謡の合唱や尺八の演奏などを楽しんでいました。

公園の遊歩道から、桜の花越しに見える町の景色がとても春らしくきれいでした。

4月10日に建具屋さん がボランティア

全国建具組合連合会では、4月10日を「建具の日」と定めています。この日、鳥取建具工業組合組合員で、郡家地域の建具職人さん3人（沖田建具店・沖田實さん（郡家東区）、平木建具製作所・平木一男さん（花）、谷口建具店・谷口新一さん（堀越））が、独居老人宅4件の依頼を受けて、アルミ建具・木製建具等をボランティアで補修・修繕して回られました。



お茶席も設けてあります。



公園からの風景



現地で作業される様子

代表の沖田さんは、「これからも地域での社会貢献のために続けて行こうと思います。」と話されました。これからもよろしくお願いします。

米岡で麒麟獅子舞 の奉納

4月16日、米岡で長く受け継がれている麒麟獅子舞が、今年も神社へ奉納されました。

麒麟獅子は約350年前鳥取の初代藩主池田光仲により興されたとされ、鳥取県の東部（因幡地方）と兵庫県の北部の一部に伝わっていて、現在も140を越える麒麟獅子舞が毎年神社に奉納されています。八頭町でもたくさんの方々が麒麟獅子舞の伝統が大切に受け継がれています。

カサをありがとうございます

このたび匿名の方から、町内小学校の児童が安全に通学できるようにと、新入生のために傘170本を寄贈していただきました。子どもたちが視界の悪い中でも交通事故に遭わないようにと、よく目立つ黄色い傘をいただきました。ほんとうにありがとうございます。



船岡小学校の1年生のみなさん。すてきな傘をありがとうございました。



奉納の様子。この時期、町内の各場所で行われています。

平成18年度 『地域子ども教室協力ボランティア』募集

八頭町では、地域で子どもたちを見守り育てるために、子どもを対象としたさまざまな事業に対して地域のみなさんのご協力をお願いしたいと考えています。幼児～小・中学生を対象とした行事や活動に協力していただける方を募集します。

下記の募集1・2の内容に、ボランティアでご協力していただける方は、八頭町教育委員会にお申し込みください。

お問い合わせ・お申し込み先

八頭町教育委員会 生涯学習課
 電話 0858-84-1232
 ファクシ 0858-84-1201
 E-mail ht-syougaiyakusyuu@town.yazu.tottori.jp

募集1 通学合宿の協力者

通学合宿中、子どもたちの生活を見守ったり、調理指導をお手伝いして下さる方を募集します。

募集2 各種教室の指導者

1人または数名のグループで指導者になり、技術・特技をいかし、子どもたちに教えたり、一緒に活動して下さる方を募集します。
 (例：工作、英会話、手芸教室など 内容はなんでもかまいません。)

地域子ども教室とは…

社会が急激に変化したことで人間関係が希薄化し、近隣住民の連帯感が欠落してきており、青少年の問題行動や、子どもたちをねらった犯罪が多発しています。

こうした世の中で、子どもたちが異年齢・異世代間で交流する機会や、豊かな自然体験・生活体験・奉仕活動などを安心して行うことができる居場所（地域子ども教室）をつくることを目的としています。

この教室でさまざまな人と関わり、いろんな体験をすることで、人づきあいについて学んだり、自分の考えをしっかりと伝える力を育みます。

通学合宿とは…

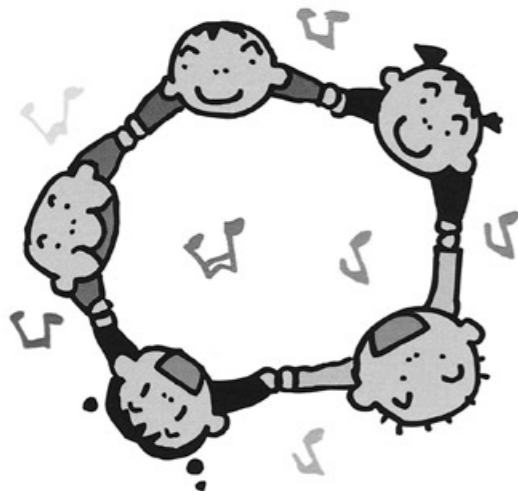
小学生が、公民館などを宿舎として、炊事・洗濯など身の回りのことをすべてしながら学校へ通う、6泊7日の合宿です。

「毎週〇曜日開催」のような定期的なものでも、「1日だけの開催」でもかまいません。

※協力していただけるボランティアの方には、各事業のときに案内をさせていただきますので、ご都合の良いときにご協力をお願いします。

※原則として協力者への報酬はありませんが、活動内容によって食事や必要経費が支給される場合があります。

※年齢制限 おおむね20歳以上の方。(男女不問)



保健センターだより

連絡先
郡家保健センター TEL 72 3566 FAX 72 3565
船岡保健センター TEL 73 0670 FAX 73 0741
八東保健センター TEL 84 1234 FAX 84 1235

平成18年度から

介護保険料が変わります

保険料の決め方

介護保険料は3年間の介護給付費見込額により決められており、平成18年度が見直しの時期にあたります。そのため、平成18年度から平成20年度までの介護給付費と、平成18年度から新しく始まる地域支援事業の費用などを見込んで3年間の保険料を決定しました。

費用の負担割合

これまでは、第1号被保険者の負担割合が費用見込額の18%でしたが、平成18年度から19%になります。

税制改正の影響

平成18年度の税制改正により、所得段階が変更になる方もありますが、負担が急激に増えないように2年間で保険料を引き上げていきます。

3地域の調整の仕方

八頭町の介護保険料は、合併協議会で平成22年度までに統一することになっていきます。よって、3地域の平成18年度から平成20年度の介護保険料は下表のようになります。(ただし、税制改正の影響のある方は、19年度、20年度も保険料が変わります。)

費用の負担割合

新しく遺族年金と障害年金が特別徴収の対象となりました。

保険料を納めない人

費用の全額をいったん利用者が負担して、後でお返しする形となったり、未納期間に応じて利用者負担が3割に引き上げられたり、サービスが受けられなくなったりします。

応援します！あなたの禁煙

1 たばこが及ぼす影響

喫煙者はがん、心臓病、胃潰瘍、十二指腸潰瘍などになりやすく、たばこを吸わない人と比較すると、男性で胃潰瘍は3.4倍、十二指腸潰瘍は3倍、循環器系疾患は1.4倍も死亡危険度が高いといわれています。

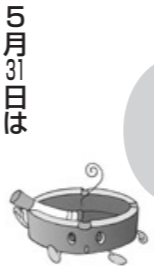
2 禁煙のすすめ

たばこをやめると、低下していた肺の機能も2週間ほど回復を始めます。そのほか循環器系疾患の予防など体に良いことがあるので、少しでも早めに禁煙をしましょう。

3 禁煙の方法

自分にあつた方法を探し、禁煙に心がけましょう。
○家族のため、健康のためなど禁煙の目的を持つ。
○禁煙外来などの医療機関を利用する。
○インターネットで禁煙の手助けをしているサイトを利用する。

一言豆知識



5月31日は「世界禁煙デー」

「世界禁煙デー」は世界保健機関(WHO)が1989年に禁煙推進の日として制定しました。日本では、この日から6月6日までの一週間を禁煙週間としています。WHOによると、毎年世界で約300万人の方が、喫煙が原因とみられるがんや心臓病で亡くなっており、このままいくと2030年代初頭には喫煙による死亡者が年間1000万人に達すると警告しています。これまでどうしてもたばこをやめられなかった人も、今一度この日を機会に健康について考えてみてはいかがでしょうか。

平成18年度から平成20年度の介護保険料

(単位：円/年)

	所得等の状況	郡家地域	船岡地域	八東地域
第1段階	生活保護世帯・非課税世帯で高齢年金受給者	26,268	23,508	21,708
第2段階	世帯非課税・本人非課税(本人所得80万以下)	26,268	23,508	21,708
第3段階	世帯非課税・本人非課税(第2段階に該当しない人)	39,402	35,262	32,562
第4段階(基準)	世帯課税・本人非課税	52,536	47,016	43,416
激変緩和 1	税制改正により第1段階から第4段階となる方	34,673	31,030	28,654
激変緩和 2	税制改正により第2段階から第4段階となる方	34,673	31,030	28,654
激変緩和 3	税制改正により第3段階から第4段階となる方	43,604	39,023	36,035
第5段階	世帯課税・本人課税(本人所得200万円未満)	65,670	58,770	54,270
激変緩和 1	税制改正により第1段階から第5段階となる方	39,402	35,262	32,562
激変緩和 2	税制改正により第2段階から第5段階となる方	39,402	35,262	32,562
激変緩和 3	税制改正により第3段階から第5段階となる方	47,807	42,784	39,508
激変緩和 4	税制改正により第4段階から第5段階となる方	56,738	50,777	46,889
第6段階	世帯課税・本人課税(本人所得が200万以上)	78,804	70,524	65,124

5月の保健事業

日	曜日	内容	時間	場所	対象
1	月	一般健康相談	9:30~11:00	郡家保健センター	一般
8	月	一般健康相談	9:30~11:00	八東保健センター	一般
9	火	水中運動教室	14:00~14:45	八東保健センター	一般
10	水	6か月健診	受付12:45~13:00	郡家保健センター	6か月児
11	木	2歳児歯科健診	受付12:30~12:45	郡家保健センター	2歳児
12	金	さわやか体操教室	10:30~11:30	八東保健センター	一般
15	月	育児相談	9:30~11:30	郡家保健センター	乳幼児等
		心の健康相談	9:30~11:00	郡家保健センター	一般
16	火	水中運動教室	14:00~14:45	八東保健センター	一般
		ポリオ予防接種	受付13:15~13:30	八東保健センター	乳幼児等
18	木	5歳児健診	受付12:30~12:45	郡家保健センター	5歳児
19	金	さわやか体操教室	10:30~11:30	船岡保健センター	一般
22	月	巡回検診	9:30~15:30	船岡地域	40歳以上
23	火	巡回検診	10:30~15:40	船岡地域	40歳以上
		水中運動教室	14:00~14:45	八東保健センター	一般
24	水	巡回検診	9:00~15:30	船岡地域	40歳以上
25	木	巡回検診	9:00~15:50	船岡地域	40歳以上
26	金	さわやか体操教室	10:30~11:30	郡家保健センター	一般
29	月	一般健康相談	9:30~11:00	船岡保健センター	一般
30	火	水中運動教室	14:00~14:45	八東保健センター	一般

りんぽかん



船岡文化センター
73-0030

郡家隣保館
72-2672

八東隣保館
84-3496

人権を考える集い

3月26日(日)船岡庁舎に於いて人権を考える集いを開催しました。これは町民一人ひとりがお互いの人権を大切に、差別も偏見もない明るい町づくりを実現するための人材育成を図ることを目的にしたものです。

鳥取市人権情報センターの小宮山さんを講師に迎え「先人観・思い込み」についての研修をしました。

まず、参加者全員で、ジャンケンをして5回勝った人から順番に輪になって座りました。次に2人ペアになって先に出した相手に負けるものを出す「後だ



後だしジャンケンのようす

しジャンケン」をしました。普段は、ジャンケンは勝つためにするものというところが身についていることから、「知らない間に身につけている認識は、容易には変えられない」ということに気づきました。

また、6人が1組のグループ編成で、第一印象カードにそれぞれ相手の印象(好きな食べ物・和食・洋食・中華?好きな季節は春・夏・秋・冬?など)を記入した後で本人の答えと合わせるといふものでは、「知っている人でも意外と知らないもので自分が勝手に思い込んでいる」ということを認識しました。

伝言ゲームでは、何人が経過していく内に内容が変わっていきることから「相手の発言が正しく伝わらない」ことを認識しました。

この体験を通して、推測(→だと思ふ)→予断(→ではないか)→固定観念(→である)→偏見(きつとくだろう)が差別につながっていることを学びました。

「小・中」交流研修会

中学校に在学する先輩から「中学校での生活はどのようなものか」「中学生生活の中で何をしておかなければならないのか」など、中学生から小学生へ体験談(思いや願い)を話し合う

「自分自身の今後の目標を考えるとともに、支え合う仲間づくりを目的として、交流研修会を実施しました。船岡地域の小学6年生と中学2年生で交流研修会として、3月4日大阪人権博物館「リパティおおさか」へ行きました。博物館には、「差別を受けている人の主張と活



動」コーナーがあり、在日コリアン・アイヌ民族・女性・性的少数者・障害者・HIV感染者・AIDS患者などの各種差別が多数展示してあり見学と研修をしました。また、往復のバスの車内では、友だちとの交流ができました。



「リパティおおさか」

大阪人権博物館「リパティおおさか」 「部落問題をはじめとする人権問題に関する調査研究をおこなうとともに、関係資料や文化財を収集・保存し、あわせてこれらを展示・公開することにより、人権思想の普及と人間性豊かな文化の発展に貢献する。」を目的に人権に関する総合博物館です。機会があれば見学されてはいかがでしょうか。

〒556-0026 大阪市浪速区 浪速西3-6-36 ☎ 06-6561-5891

郡家地域新任職員紹介

郡家隣保館

4月の人事異動で郡家地域の隣保館長と児童厚生員が代わりましたので、紹介を兼ねて二人に抱負を語ってもらいました。



水本隣保館長

皆様、こんにちは。4月から郡家隣保館長に就任いたしました水本吉久です。

どうぞよろしくお願い申し上げます。さて、本年度の町の施政方針で「人が輝き、集い、夢広がるまち 八頭町」を実現するための総合計画を指針として進めていくとされています。

また、その中の「人権尊重のまちづくり」では、「八頭町部落差別撤廃人権擁護計画」に基づき、

①一人ひとりの人権が尊重される差別のないまちづくりを推進していくため、各種人権・



森木児童厚生員

この度、児童厚生員になりました森木良太です。

児童厚生員になるに当たっての心構えは、気軽に話しかけられ、相談され、そして誰からも信頼される職員になりたいと思っています。24才というまだまだ未熟者で、みなさんにご迷惑をおかけすることの方が多く立場だとは思いますが、若き挑戦者として、時に無謀となつても、失敗を恐れずむしろそれを糧に元気に明るくやっていきたいと思っております。どうぞみなさん、ご指導いただきますようよろしくお願いいたします。

部落出身者の登場しない 部落差別 パート3

大阪同和問題企業連絡会は結成20周年の記念事業として、「証言」部落問題と向き合つて」を出版している。「この記録は、先達が拓いた同企連の「道」を広げ、保持してきた先輩担当者の人間変革の軌跡を記した反省録であり、証言であり、悔恨の記録である。」と述べられているとおり一市民としての部落問題との出会いや体験が赤裸々に綴られている。

「人事部で同和問題を担当しているんですの」 「えっ、同和問題？」 それ以来、近所のその人は、わが妻には、あんまり口をきかなくなつたという。

取り組みの出发点を「部落問題と自己とのかかわり」に捉えた、貴重で重い意味をもった記録集である。そこに登場するYさんの手記には、次のようなエピソードが記されている。 わが家の妻が体験した近所の人との次のような会話がある。

「おたくのご主人、どこにお勤め？」 「〇〇製菓ですけれど。」 「まあ、大きな会社にお勤めですね。営業ですの？」 「いや、人事部です。」 「あら、それなら、うちの息子の就職、お願いしなくては」

まさに、部落出身者の登場しない部落差別の現実である。この項で取り上げた三つの事例は、いずれも部落差別の現実を示しているものである。どのケースにおいても、部落出身者は誰も登場しておらず、それらに対する侮辱や見下し、悪口の類を発しているわけでない。ただ、部落問題に関する「話題」「学習」「職務」を避けているだけである。

「電車の中で部落問題の本を読むときには、なぜか必ずブックカバーをつけてしまう」とか、「同和対策から人権対策に名称が変わってからは、心なしか名刺が出しやすくなった」など。部落差別の現実ではないだろうかと気にかかる。

— 交際費のお知らせ —

平成 18 年 1 月から 3 月までの町長交際費は次のとおりでしたのでお知らせします。

◇支出内容

支払月	内 容	支出額
1 月	香典 1 月分 2 件	30,000
1 月	花輪 1 月分 2 件	16,000
1 月	JA 果実部・柿販売部総会お祝い	6,498
1 月	(社)内外情勢調査会会費	47,250
1 月	歯科医師会総会お祝い	10,000
2 月	イナバ特定郵便局長会総会お祝い	10,000
2 月	年金者連名総会お祝い	13,230
2 月	ヤマメ組合総会お祝い	3,249
2 月	名誉町民お歳暮	5,800
2 月	香典 2 月分 1 件	5,000
3 月	香典 3 月分 3 件	30,000
3 月	花輪 3 月分 4 件	32,000
3 月	因幡親水園総会お祝い	3,249
3 月	笑道谷生産組合総会お祝い	3,249
3 月	(社)内外情勢調査会会費	47,250
3 月	JA 郡家果実部・柿生産部総会お祝い	6,498
3 月	猷穀米引渡し式お祝い	5,670
3 月	佐崎公民館竣工お祝い	3,780
3 月	消防連絡会お祝い	4,000
3 月	民生委員協議会総会お祝い	4,000
3 月	農業者年金友の会お祝い	4,000
3 月	JA 八東果実部・柿生産部総会お祝い	6,498
平成 17 年 4 月から 平成 18 年 3 月までの支出合計		850,071

— 鳥取県職員・警察官採用試験 (大学卒業程度) —

◇受付・試験日

・県職員 受付期間:5 月 11 日 (木) ~ 5 月 29 日 (月)
第 1 次試験日:6 月 25 日 (日)

・警察官 受付期間:5 月 11 日 (木) ~ 6 月 13 日 (火)
第 1 次試験日:7 月 9 日 (日)

◇受験案内 (申込書)

- ・配布時期 5 月上旬から
- ・配布場所 鳥取県の県庁受付、各県民局、東京・大阪・名古屋の各事務所など (警察官採用試験については県内警察署、交番、駐在所でも)
- ・その他 鳥取県のホームページにも掲載されます。ホームページの申込書を印刷して申し込むこともできます。(URL <http://www.pref.tottori.jp/jinji/>)
- ・郵送希望の場合は所定の方法で請求願います。募集職種、受験資格、申込方法等、詳しくは受験案内をご覧ください。

【受験案内 (申込書) の請求・お問い合わせ先】

鳥取県人事委員会事務局任用課 ☎ (0857)26 - 7553
〒680-8570 鳥取市東町 1 丁目 2 7 1



お知らせ

— 救命講習会の受講者募集 —

東部消防局では、救命講習会を行っています。どなたでも参加できますので、下記へお申し込みください。

～大切な【命】を救うため
心肺蘇生法を身に付けてください～

◇開催日 5 月 14 日 (日)、7 月 9 日 (日)、11 月 12 日 (日)
1 月 14 日 (日)、3 月 11 日 (日) ※ 13:00 ~、3 時間講習、
受講料無料、当日受付可

9 月 2 日 (土) は救急医療講習会 (東部医師会と共催)
※ 14:00 ~、3 時間講習、受講料無料、当日受付可

◇開催場所 東部消防局 鳥取市吉成 640 - 1

【お問い合わせ・申込先】

東部消防局 警防課 ☎ (0857)23 - 2303

— 八頭総合事務所が設置されました! —

4 月 1 日より旧八頭郡 (現八頭郡による管轄は平成 19 年度から) における独立した組織として「八頭総合事務所」が設置されました。今後は県民局、農林局、県土整備局が一体となって活動し地域の自立を支援するとともに、積極的な情報発信を行いますので、お気軽にお立ち寄りください。

【お問い合わせ先】 鳥取県八頭総合事務所

☎ (0858) 72 - 0261 FAX (0858) 72 - 2041

メールアドレス (県民局) yazu_kenmin@pref.tottori.jp

— 八頭町情報政策検討委員会委員を—
— 一般公募します —

八頭町の情報政策に関する検討委員会委員を下記のとおり一般公募いたしますので、八頭町の情報政策に関心があり、意欲的な人を募集いたします。

◇応募要項

1. 応募人数 各地域 1 名
2. 応募締め切り 平成 18 年 5 月 15 日
3. 応募用紙 役場本庁・各支所
4. 応募先 企画人権課 情報政策室

【お問い合わせ先】 情報政策室 ☎ 76 - 0210

— おもしろスポット教えてください —
— とっておき観光コース発見コンテスト —

◇観光スポットの募集範囲と内容 鳥取県東部地域 (鳥取市、岩美郡、八頭郡) ならびに兵庫県北部地域 (美方郡地域) の観光スポットで食べ物、歴史・史跡、感激・感動スポットなど

◇応募締切 平成 18 年 5 月末日で締切

【応募要領等のお問い合わせ先】

〒680 - 8566 鳥取市本町 3 丁目 102 番地

鳥取商工会議所 中小企業振興部

☎ (0857) 32 - 8004 FAX (0857) 22 - 6939

八頭町
図書館(室)情報

郡家図書館 八頭町宮谷 256-4 ☎ (0858)72-6660
船岡図書館 八頭町船岡 539-1 ☎ (0858)72-3970
八東図書館 八頭町北山 48-1 ※準備中

八東図書館 6 月 1 日オープン

八東図書館 (山村開発センター内) のオープンが 6 月 1 日と決まりました。

八東図書館の改装工事もほぼ終わり、現在、図書の購入、図書館システムの更新、書架の設置等、オープンに向けての準備が着々と進められています。

閉館時には、広いスペースに約 2 万冊の蔵書を準備し、3 名の司書が八東地域を中心に利用者サービスを行います。ご期待ください。

利用者カードを作りました。

図書館や図書室の本を借りるには、まず利用者カードが必要となります。

利用者カードは、郡家・船岡・八東の 3 館共通で使え、借りた本を 3 館のどこからでも返却できます。また、町内各館 (室) の本の検索はもちろん、各館相互のリクエスト予約、受取もできます。

八頭町の利用者カードで県立図書館の本の検索をインターネットで検索し予約することもできるようになり、とても便利です。

まだ利用者カードをお持ちでない方には、無料で発行しますので、図書館・図書室においていただき、職員にお申し付けください。



新しく入った本

郡家・船岡・八東 どちらからでもご利用いただけます。
(*八東図書館は移転後にご利用ください)

— 一般 —

- | | |
|--------------------|--------|
| 1 地図記号と地図読み練習帳 | 大沼 一雄 |
| 2 定年破壊 | 清家 篤 |
| 3 中東がわかる古代オリエントの物語 | 小山 茂樹 |
| 4 園芸療法からの贈りもの | 頭士 智美 |
| 5 藤野真紀子のナチュラルレシピ | 藤野 真紀子 |
| 6 地に埋もれて | あさのあつこ |
| 7 野生の条件 | 森村 誠一 |
| 8 あやまりたいの、あなたに | 内館 牧子 |
| 9 人生を歩け! | 町田 康 |
| 10 無形の力 | 野村 克也 |
| 11 眠りの森 | 東野 圭吾 |
| 12 少年は探偵を夢見る | 声辺 拓 |

ヤングアダルト

- | | |
|-------------------|----------------|
| 1 バビロンまでは何マイル 上・下 | ダイヤナ・ウィン・ジョーンズ |
| 2 妖怪アパートの幽雅な日常 5 | 香月 日輪 |

こども読書週間 4/23 ~ 5/12

子どもたちを本に親しませましょう

2002 年に『こどもの読書推進法』が国会で制定され、ユネスコが定めた「世界本の日」の 4 月 23 日が「こども読書の日」と定められました。

この日から 5 月 5 日の「こどもの日」をはさんで、5 月 12 日までの 3 週間を、こどもの読書を盛り上げる「春の読書週間」ととらえ「こども読書週間」とすることも定められました。

子どもの活字離れに対する危機感から、この法律が制定されたものです。

子育てに大切なことは、親と子のふれあい

です。親が自分の声で我が子に本を読んであげることが、親子の心のきずなを強めます。

幼児期からの読み聞かせの積み重ねが、本好きな子を育て、心豊かな子どもが育ちます。

まず、身近な家庭から実践してみませんか?

図書館 (室) では、お子さま向けの絵本をたくさんそろえて、皆さまのおいでをお待ちしています。



平成 17 年度は八頭町全体で
25,567 人 (延べ) 100,523 冊の利用 (貸出) がありました。
今後ともよろしく願います。

児童・えほん

- | | |
|-------------------------|-----------|
| 1 だれだって悩んだ | なだ いなだ |
| 2 しょうゆの絵本 (つくってあそぼう) | 農文協 |
| 3 タケの絵本 (そだててあそぼう) | 農文協 |
| 4 子どもが喜びことわざのお話 | 福井 栄一 |
| 5 レンズ遊び | 村田 道紀 |
| 6 こわい! あぶない! シンナー・薬物はケン | 近藤 とも子 |
| 7 ぼくだけしてる | もりやまみやこ |
| 8 かえるくんのえほん 1~6 | マーサー・メイヤー |
| 9 ぼうし | トミー・ウンゲラー |
| 10 どうしたの? へんてこライオン | 長 新太 |
| 11 10 ぴきのかえるのピクニック | 間所 ひさこ |

5 月のカレンダー

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	⑥
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	⑳
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

休館日 開館時間 10:00 ~ 18:00

○ 郡家図書館おはなし会 (15:00 ~ 16:00)

ひとのうごき

敬称略

郡家地区	誕生日	名前	ところ	おとうさん・おかあさん
おめだた	3月11日	砂場 陽咲 (フローラル)	克治・宏子	
	11日	平尾 快莉 (若 葉)	順也・直子	
	12日	高橋 幸希 (郡家西)	健二・かおり	
	13日	清水 晴哉 (郡家西)	まゆみ	
	15日	山根 憧大 (郡家東)	勝将・純子	
	19日	福原 嘉也 (南ヶ丘)	広宣・智恵子	
	20日	倉田 琉生 (山 田)	和彦・貴子	
	20日	中村 丞 (下津黒)	裕司・由美子	
	21日	山根 大空 (大 門)	聡・多世	
	22日	杉本 香瑛 (南ヶ丘)	義彦・直美	
船岡地区	4月1日	平木 瑠奈 (西御門)	賢一・幸子	
	1日	大石 晴登 (郡家東)	博・美津代	
	3月2日	石井 快空 (下 町)	幹人・裕子	
	23日	岸本 幸咲 (薬 師)	康明・基恵	
	27日	鎌谷 真夕 (下 町)	耕士・倫美	
	4月6日	池本 彩乃 (丸 山)	信之・美保子	
	4月3日	見染 翔吾 (才 代)	祥文・しおり	
	八東	3月11日	坪田 美智 (フローラル)	83歳
		14日	木下美代子 (大 坪)	85歳
		19日	森下 里子 (土師百井二)	80歳
21日		中山 秀治 (天王木)	83歳	
23日		岡垣よし子 (郡家東区)	74歳	
24日		勝原 一心 (落 岩)	70歳	
24日		福井 喜美 (久能寺)	89歳	
25日		岸本しげ子 (稲 荷)	92歳	
30日		三好 輝明 (福 本)	74歳	
31日		小屋谷義男 (賀茂町)	79歳	
八東地域	4月4日	岡垣 偉宗 (奥山上)	74歳	
	3月12日	山根菊次郎 (新 庄)	93歳	
	17日	清水 壽美 (坂 町)	78歳	
	21日	澤田 一義 (坂 町)	90歳	
	29日	清水みよ子 (坂 町)	99歳	
	4月8日	前田 耕治 (下 野)	78歳	
	10日	中尾 延之 (隼郡家)	84歳	
	3月21日	中島 敬次 (島)	84歳	
	4月2日	川西はる子 (才 代)	80歳	
	10日	山根 義男 (三山口)	76歳	

郡家地域	日付	名前	ところ	年齢
おくやみ	3月11日	坪田 美智 (フローラル)	83歳	
	14日	木下美代子 (大 坪)	85歳	
	19日	森下 里子 (土師百井二)	80歳	
	21日	中山 秀治 (天王木)	83歳	
	23日	岡垣よし子 (郡家東区)	74歳	
	24日	勝原 一心 (落 岩)	70歳	
	24日	福井 喜美 (久能寺)	89歳	
	25日	岸本しげ子 (稲 荷)	92歳	
	30日	三好 輝明 (福 本)	74歳	
	31日	小屋谷義男 (賀茂町)	79歳	
船岡地域	4月4日	岡垣 偉宗 (奥山上)	74歳	
	3月12日	山根菊次郎 (新 庄)	93歳	
	17日	清水 壽美 (坂 町)	78歳	
	21日	澤田 一義 (坂 町)	90歳	
	29日	清水みよ子 (坂 町)	99歳	
	4月8日	前田 耕治 (下 野)	78歳	
	10日	中尾 延之 (隼郡家)	84歳	
	3月21日	中島 敬次 (島)	84歳	
	4月2日	川西はる子 (才 代)	80歳	
	10日	山根 義男 (三山口)	76歳	

八頭町の世帯数と人口	世帯数	総人口
4月1日現在 ()内は前月比	5,708世帯 (+2)	20,174人 (-52)
	男 9,710人 (-22)	女 10,464人 (-30)

一叙位叙勲のお知らせ

叙位叙勲 旭日単光章
 故 梶 稔氏 (八頭町徳丸)
 去る3月9日に逝去された 梶 稔氏は八頭町議会議員として町政の進展にご尽力され、叙位叙勲 旭日単光章を受章されました。謹んでご冥福をお祈りいたします。

一指定管理者を募集します

町では、平成18年7月から、公の施設の管理について指定管理者制度を導入します。これに伴い、次の3施設について指定管理者を募集します。

- ①姫路公園 (八頭町姫路12番地外)
- ②竹林公園 (八頭町西谷564番地1外)
- ③八頭町ふるさとの森 (八頭町妻鹿野1572番地外)

◆募集資格

応募できるのは、法人その他の団体です。任意団体やNPO法人でも応募することができます。また、複数の団体(または個人)が一つの組織を構成し、応募していただくことも可能です。

なお、申請者の資格として、法人では町内に主たる事務所を置く又は置こうとすることが必要です。詳しくは募集要項をごらんください。

◆指定管理者が行う業務

指定管理者が行う業務は、①施設の維持管理、修繕
 ②利用の許可、利用料金の徴収等、③施設サービスの向上④その他施設運営業務です。

◆指定期間

施設を管理運営していただく期間は、平成18年7月1日(土)から平成21年3月31日(火)までの期間です。

◆募集要項配布について

募集要項及び業務仕様書は産業課及び各支所産業振興課の窓口でお渡しします。また、役場ホームページでもご覧いただけますのでご利用ください。募集要項配布期間は次のとおりです。

※平成18年4月20日(木)～5月8日(月)で土・日・祝日を除く午前8時30分～午後5時15分
 ホームページ <http://www.town.yazu.tottori.jp/>

◆募集の受付期間

平成18年4月25日(火)～平成18年5月10日(水)
 (土・日・祝日を除く午前8時30分～午後5時15分)

◆応募方法

指定管理者となることを希望する団体は、応募書類を期限までに産業課へ提出してください。郵送の場合は平成18年5月10日までに産業課に到着するようにしてください。

【お問い合わせ先】

- 八頭町役場産業課 ☎(0858)76-0208
- 船岡支所産業振興課 ☎(0858)72-3972
- 八東支所産業振興課 ☎(0857)84-1226

農業委員会

農業者年金受給者の方へ
 現況届けの提出は6月30日までに

農業委員会では、毎年、農業者年金受給者の方の現況確認を行っております。

農業者年金基金より「現況届」が5月末までに直接受給者本人に送付されますので、住所、氏名、生年月日を記入して6月30日までに役場へ提出してください。

なお、現況届の未提出者は現況の確認ができないため、届出があるまで農業者年金の支払いが差し止めとなりますので、ご注意ください。

【提出先】

- 八頭町役場本庁舎 産業課
- 船岡庁舎 産業振興課
- 八東庁舎 農業委員会

【お問い合わせ先】

八東庁舎 農業委員会事務局 TEL(0858)84-1227

《おもな動き》

4/13

●第1回農業委員会議事

- 1. 農地法の規定による許可申請
 - ・第3条(所有権移転) 3件
 - ・第4条(転用) 8件
 - 2. 農用地利用集積計画の決定 38件
- 報告事項
- ・農地法第20条第6項(合意解約) 5件
 - ・農地法施行規則第5条第1項の届け出 1件

委員を募集

一「八頭町の公共交通検討委員会」(仮称)一

八頭町の公共交通機関(鉄道・バス)のあり方等について、町と住民、事業所がともに考える検討委員会を設立予定です。については、委員として一緒に考えていただける方を募集します。

- ◆募集人員 男女各2名
- ◆応募資格 町内にお住まいの18歳以上の方
- ◆会議の回数 年4回程度(予定)
- ◆会議の場所 八頭町役場内
- ◆申込期限 平成18年5月19日(金)

【お問い合わせ先】 八頭町役場総務課 ☎76-0201

一第2回八頭町きらめき祭の開催について一

この夏、次のとおり八頭町きらめき祭を開催する予定です。詳細は決まり次第お知らせします。

- ◆日時 平成18年7月29日(土)
 午後5時30分～午後9時30分
- ◆場所 郡家公民館・郡家運動場

【お問い合わせ先】 八頭町役場産業課 ☎76-0208

一公営住宅入居者募集一

町営住宅の入居者を次の要領のとおり募集します。

【団地名・所在地】

団地名	場所	構造等	間取り
町営住宅 下野団地2号	八頭町下野 543	木造2階建て 3DK	1階 和室6畳、DK、 浴室、トイレ、 洗面脱衣 2階 4.5畳、6畳

【月額家賃】 収入調査により決定します。

【敷金】 月額家賃の3か月分に相当する額

【募集期間】 5月1日(月)～5月15日(月)

【選考】 入居審査会で決定します。

【入居予定】 6月1日

【入居資格】 下記の事項に該当する方

- ①現に同居し、又は同居しようとしている親族(内縁関係、婚約者含む)があること。
- ②入居申込をした日において、月収が20万円以下であること。
- ③現に住宅に困窮していることが明らかかな方であること。
- ④地方税を滞納していないこと。

【お問い合わせ・申込先】 船岡支所 建設水道課 ☎72-3973

八頭町体育協会専門部

一(各種体育団体)の部員募集について一

八頭町体育協会では、現在16の専門部が活動しています。各専門部では、一緒に活動していただける町民の方を募集していますので、希望される方は、下記の専門部または教育委員会へご連絡ください。

専門部	部長	電話
陸上部	中西 達哉	73-8051
バレーボール部	山下 聡	73-0735
野球部	中村 俊明	070-5424-6113
テニス部	竹内 伸一	72-1437
卓球部	松田 義春	72-0498
バスケットボール部	森木 正一	72-2476
ソフトボール部	長砂 博文	090-3373-1510
ホッケー部	田中 健一	72-0693
バドミントン部	林 大介	72-2909
剣道部	森田 俊之	72-0168
柔道部	奥田 啓一	72-1691
空手道部	安養寺洋昭	72-0451(有澤)
グラウンドゴルフ部	西尾 清志	72-1441
ゲートボール部	太田 宗一	84-3788
ベタンク部	以後 博幸	84-3204
水泳部	保木本秀樹	090-9507-4772

【お問い合わせ先】

教育委員会生涯学習課 ☎84-1232 FAX 84-1201

ようこそ 八頭町へ

平成18年4月11日(火)から平成19年2月9日(金)までの10か月間、韓国横城郡庁から、派遣研修職員として、朴 龍善(パク・ヨンソン)さんが来られました。

パクさんは、旧八東町時代に同郡から派遣された研修生から数えて9人目の研修生となります。

今後、八頭町役場 企画人権課、総務課、福祉課、船岡支所地域振興課、産業課、保健課、教育委員会では一般行政事務の研修を受けられます。

パク・ヨンソンさんを紹介します！



名前：朴 龍善(パク・ヨンソン)

出身地：韓国 江原道 横城郡 横城邑

年齢：1961年生まれ 46歳

趣味：卓球、登山、旅行

八頭町の感想は？『横城郡とあまり変わらない風景で、隣村に来たような感覚になりました。』

抱負『合併後、はじめての研修生として責任が大きいと思います。文化の違いはありますが、その差を乗り越えて、特に農業、福祉、環境分野などの勉強をがんばりたいと思います。また、八頭町と横城郡との交流がますます充実したものとなるようにみなさんにご協力いただきながらがんばっていきたいと思います。』

これから、みなさんに会う機会がたくさんあると思いますので、見かけたら声をかけてください。』

また、八頭町からは総務課 田中 美穂さんが横城郡庁へ派遣され、行政研修を受けています。今後、八頭町と横城郡の友好がますます深まるよう、2人の研修生が先頭となり活躍していくことが期待されます。

5/22(月)～5/28(日)
春の行政相談週間

行政相談委員制度をより多くの人に知ってもらうために、毎年「春の行政相談週間」を実施しています。

行政の仕事や手続き、サービスなどに対して、次のようなことはありませんか。

- ◎ 苦情がある、困っていることがある。
- ◎ こうしてほしい。
- ◎ 苦情を申し出たが、説明や措置などに納得がいかない。
- ◎ 苦情や困っていることなどについて、どこに相談してよいか 分からない。
- ◎ 制度や仕組みが分からない。

このような場合は、行政相談委員にご相談ください。

相談は無料で、秘密は固く守られます。

◇日時 5月8日(月)午後1時30分～午後4時

◇場所 郡家老人福祉センター、船岡公民館、八東隣保館

男女共同参画啓発シリーズ⑫

メディアから見る男女共同参画

テレビ、新聞、雑誌、映画等を抜きにしては考えられないくらい、メディアは私たちの生活に深く浸透しています。このメディアから、私たちは知らず知らずのうちに、性別固定的役割分担意識がすり込まれている可能性もあります。

私たちは今、男女共同参画の視点に立って考え、メディアを読み解く力をつけていくことが求められています。

